

浜松市防犯灯設置維持管理基準

(趣旨)

第1条 この基準は、浜松市防犯灯設置維持管理事業費補助金交付要綱(以下「要綱」という。)

第3条に定める補助の対象となる防犯灯の設置維持管理の基準について必要な事項を定めるものとする。

(防犯灯の設置基準)

第2条 要綱第3条第1号による自治会等の防犯灯の設置基準は、次に定めるところによる。

(1) 防犯灯間の距離は30メートル以上とする。ただし、防犯上及び交通安全上、特に市長が必要と認めるときはこの限りでない。

(2) 10VA以内のLED灯を基準とする。ただし、防犯上及び交通安全上、特に市長が必要と認めるときはこの限りでない。

(3) 補助の対象となる防犯灯は、LED灯仕様の器具を使用したものであることとし、既設の蛍光灯照明器具への直管LEDランプの装着に伴って改造されたものは対象外とする。

(4) 商店街振興を目的とするものでないこと。

(5) 個人の庭や駐車場を照らしていないこと。

(防犯灯の維持基準)

第3条 要綱第3条第2号による防犯灯維持事業で補助の対象となる電気料は、前条の基準により設置された防犯灯の電力会社が定める公衆街路灯A区分とする。ただし、防犯上及び交通安全上、特に市長が必要と認めるときはこの限りでない。

(防犯灯の管理基準)

第4条 要綱第3条第3号による防犯灯管理事業で補助の対象となる事業は、次に定めるところによる。

(1) ランプ又は自動点滅器の交換

(2) 独立式防犯灯の柱の交換

(3) 申請者の都合によらない防犯灯の移設

(防犯灯の維持管理状況の把握と届出)

第5条 要綱第3条による防犯灯を設置し維持及び管理する自治会等は、事務所等に防犯灯の維持管理台帳及び防犯灯の位置図を常時備え置くものとする。

2 要綱第3条第2号及び第3号の対象となる防犯灯数に変更があった場合は、防犯灯数変更届(基準第1号様式)に防犯灯数変更状況一覧を添付し、届け出なければならない。

附 則

この基準は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成23年4月1日施行)

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の日前に、この要綱による改正前の浜松市防犯灯設置及び維持管理基準の規定に基づいてされた申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則(平成25年4月1日施行)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

- 2 この要綱の施行の日前に、この要綱による改正前の浜松市防犯灯設置及び維持管理基準の規定に基づいてされた申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則（平成27年4月1日施行）

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前に、この要綱による改正前の浜松市防犯灯設置及び維持管理基準の規定に基づいてされた申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則（平成30年4月1日施行）

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。